

# 岩手町自発的活動支援事業のしおり

岩手町では、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援するために、「自発的活動支援事業補助金」を創設し、団体の行う自主活動への補助を行います。対象となる団体・サークル等は、補助制度の活用をご検討ください。

## 【事業概要】

補助金名	自発的活動支援事業補助金
趣旨	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援することにより、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図ります。
補助対象団体	<p>※次の全ての要件を満たす団体が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 団体等の構成員が5名以上であること。</li><li>② 団体等の構成員の3分の2以上が町内に住所を有していること。</li><li>③ 継続的な活動実績があること。</li><li>④ 構成員から会費を集金している又は団体の規約があること。</li><li>⑤ この事業以外の補助金制度を利用していないこと。</li></ol> <p>【対象除外】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 政治団体、宗教団体又は政治的活動若しくは宗教的な普及活動と考えられる活動を行う団体</li><li>② 社会福祉法人、医療法人又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供するNPO法人等</li><li>③ 営利を目的とする団体</li><li>④ 岩手町暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第1項第2号に規定する暴力団又は暴力団の統制下にある団体</li><li>⑤ その他町長が適当でないと認めた団体</li></ol>

	区分	対象事業例
補助対象事業	ピアサポート	悩みの共有や情報交換できる交流会を開催する事業
	引きこもり対策	ピアカウンセリング、喫茶、サロンを実施する事業
	災害対策	地域における災害対策の知識習得のための講演会等を開催する事業 (障害者の防災避難訓練等、災害対策講習会等)
	孤立防止	地域の障がい者が孤立することがないように見守り活動を行う事業 (障がい者等に対する見守りや訪問等)
	社会活動	障がい者等が自分たちの権利や自立のため社会に働き掛けるボランティア活動又は障がい者等の社会復帰活動 (障がい者の社会復帰に関する情報提供や普及啓発等)
	コミュニケーション支援	手話教室や音声訳教室などのコミュニケーション支援の活動 (コミュニケーション支援の普及を目的としたイベントの開催等)
	ボランティア活動	ボランティアの養成や活動 (ボランティア活動の取り組み事例などに関する講習会等)
	理解促進啓発	障がい及び障がい者等に対する理解を深めるため、障がい者及びその家族、地域住民等に向けた講演会、講習会、イベント開催、広報啓発資料作成等を行う活動 (理解促進啓発等を目的としたイベントの開催等)
	療育・スポーツ等活動	障がい者を対象にした療育訓練、スポーツ活動、その他自立や社会参加のための訓練又は実習等を行う活動 (障がい者スポーツを通じたイベント活動等)
		その他

	補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる経費	
	区分	対象経費例
	報償費	講師への謝金
	旅費・宿泊費	講師の交通費・講師との打ち合わせのための交通費、宿泊費等
	消耗品費	事業に必要な事務用品等
	印刷製本費	パンフレット、ポスター、チラシ、資料の印刷代など ※会員に配布する会報等は対象外
	通信運搬費	郵便代、運送費 ※電話料は対象外
	保険料	イベント開催時の保険料
	使用料及び賃借料	会場使用料、設営料、機材のレンタル料等
	その他	その他、町長が必要と認める経費
補助対象経費	ただし、団体が行う当該補助事業に対して、国、他の地方自治体又はこれらに準ずる団体の補助金の交付を受けていないこと	
	【補助対象外経費】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体運営のための経常的経費 （総会・定例会・役員会の費用など）</li> <li>・ 団体構成員の慰労・懇親ため活動に係る経費 （懇親会・親睦旅行など）</li> <li>・ 団体構成員に対する人件費及び謝礼 （会員への謝礼支払いなど）</li> <li>・ 交際費、慶弔費、食糧費（祝金、香典、飲食費など）</li> <li>・ 対象事業の直接経費と認められない経費</li> </ul>
	【注意事項】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定のもののみが事業に携わるのではなく、多くの障害者等やその家族、地域住民等が事業に関わるように努めること。（単に、団体メンバーのみを対象とした事業は対象となりません。）</li> <li>2 特別に招く講師等を除き、各活動に参加する構成員や障害者等の食料費や交通費等、本人が負担すべき経費は、対象外とする。</li> <li>3 他の団体が主催する事業への単なる参加については、補助金の対象外とする。</li> </ol>

補助金額	「補助対象経費」と「補助限度額」（1団体につき5万円）のいずれか低い方の金額 ※千円未満の端数があるときは切り捨てる。 交付は一団体につき、同一年度内に1事業限り
------	---

## 【手 続 き】

①交付申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容を確認するため、事業開始の1か月前には、必要書類を添えて健康福祉課福祉支援係に申請する。</li> <li>・ 年度を超える事業の申請は出来ない。</li> </ul> <p>【必要書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 岩手町障害者自発的活動支援事業補助金 交付申請書（様式第1号）</li> <li>2 活動計画書（様式第2号）</li> <li>3 収支予算書（様式第3号）</li> <li>4 その他町長が必要と認める書類             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の会則、規約等</li> <li>・ 団体の役員・会員名簿</li> <li>・ 補助対象事業の内容が分かる資料等</li> </ul> </li> </ol>
②交付決定	町が書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、補助金交付可否、補助金額を決定し、当該申請をした団体に通知する。
※事業変更、中止の場合	<p>年度途中で事業内容等に変更等（中止）が生じた場合は、健康福祉課福祉支援係に岩手町障害者自発的活動支援事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を提出する。</p> <p>町は書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、変更承認の可否、補助金額を決定し、当該申請をした団体に通知する。</p>
③実績報告	<p>事業の完了後、実績報告書・決算書等の必要書類を健康福祉課福祉支援係に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 岩手町障害者自発的活動支援事業実績報告書（様式第5号）</li> <li>2 活動報告書（様式第6号）</li> <li>3 収支決算書（様式第7号）</li> <li>4 領収書等支出を証明できる資料</li> <li>5 その他町長が必要と認める書類             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施内容の分かる資料</li> </ul> </li> </ol>
④補助金確定	町が実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金額を確定し、当該補助団体に通知する。ただし、確定した補助金額が、交付決定額と同額の際は前述の通知を省略する。
⑤補助金交付	確定通知を受けた団体は、岩手町障害者自発的活動支援事業補助金請求書（様式第8号）を健康福祉課福祉支援係に提出し、請求する。